

平成19年6月20日現在

電子記録債権に関する検討の経緯

平成15年

7月 IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ」

8月 IT戦略本部決定「e-Japan重点計画－2003」

平成16年

2月 IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ 加速化パッケージ」

3月 閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画」

4月 経産省「金融システム化に関する検討小委員会報告書－電子債権について－」
(産業構造審議会・産業金融部会)

6月 IT戦略本部決定「e-Japan重点計画－2004」

10月 経産省「電子債権について」
(ファイナンス事業懇談会)
※非公表

12月 金融庁「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」

平成17年

2月 IT戦略本部決定「IT戦略パッケージ－2005」

3月 閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」

4月 経産省「電子債権構想－IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」
(電子債権を活用したビジネスモデル検討WG)

7月 金融庁「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」
(金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するWG)

12月 法務省「電子債権に関する私法上の論点整理」
(電子債権研究会)

法務省・経産省・金融庁「電子債権に関する基本的な考え方」

平成18年

2月 法制審議会総会「諮問第七十六号」

法制審議会電子債権法部会にて審議開始

3月 閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」

6月 金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新WG合同会合にて審議開始

7月 財政・経済一体改革会議「経済成長戦略大綱」

IT戦略本部決定「重点計画－2006」

8月 法務省「電子登録債権法制に関する中間試案」
(法制審議会電子債権法部会)

12月 金融庁「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて」
(金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新WG合同会合)

平成19年

1月 法制審議会電子債権法部会とりまとめ

2月 法務省「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」
(法制審議会総会)

3月 電子記録債権法案の閣議決定・国会提出

6月 「電子記録債権法」の可決・成立（20日）、公布（27日）

電子登録債権法（仮称）の制定に向けて
～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～

平成 18 年 12 月 21 日

金融審議会金融分科会第二部会
金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ

金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成 18 年 12 月 21 日現在

部 会 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	根本 直子	スタンダード & プアーズ マネジング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
専 門 委 員	落合 寛司	西武信用金庫専務理事
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常務取締役
	玉井 孝明	東京海上日動火災保険(株)常務取締役
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	平野 信行	(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 取締役
	渡邊 光一郎	第一生命保険相互会社常務執行役員
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長
	[計 27 名]	
幹 事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会
情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループメンバー名簿

平成 18 年 12 月 21 日現在

座長	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	池田 真朗	慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小川 善美	(株)インデックス代表取締役社長
	小野 傑	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	木村 拙二	愛知産業(株)監査役
	窪田 守榮	巣鴨信用金庫常務理事総合資金部長
	小足 一寿	住友信託銀行(株)業務部審議役
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐々木 かおり	(株)イー・ワーマン代表取締役社長
	佐藤 良治	日立キャピタル(株)業務役員法務部長
	田中 浩	野村證券(株)取締役兼執行役
	西山 茂樹	伊藤忠商事(株)代表取締役専務取締役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	平田 重敏	(株)三井住友銀行投資銀行統括部プロダクト開発室長
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科助教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
オブザーバー	小宮 義則	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	始閑 正光	法務省民事局民事法制管理官
	岡田 豊	日本銀行決済機構局企画役(決済企画担当総括)

(敬称略・五十音順)

目 次

はじめに

- 1 電子登録債権の意義
- 2 電子登録債権制度と管理機関の果たすべき役割
- 3 電子登録債権の決済の安全性の確保
 - (1) 同期的管理の必要性
 - (2) 管理機関による同期的管理
 - (3) 管理機関による同期的管理の方法
- 4 管理機関の業務の適正性の確保
 - (1) 管理機関の公正性・中立性の確保
 - (2) 管理機関の破綻の回避
 - (3) 登録原簿の信頼性の確保
 - (4) 管理機関の要件
 - (5) 監督
- 5 利用者の保護
 - (1) 消費者による利用
 - (2) 利用者の情報の保護
 - (3) 業務規程等の利用者への周知等
- 6 その他の課題
 - (1) 金融商品取引法等との関係
 - (2) 電子登録債権のネットティング
 - (3) 標準化等

おわりに

はじめに

金融審議会金融分科会の下に設置された情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいては、電子登録債権（仮称）について、情報技術革新の成果を金融インフラに反映させ、積極的に享受することを可能とするための制度面のあり方を検討するという基本的立場から検討を行い、電子登録債権法制の構築に際しての4つの基本的視点（柔軟、簡素、成長、信頼）に立って論点整理を行った「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理（座長メモ）」を平成17年7月6日に公表した。

さらに、本年に入り、法務省の法制審議会において、電子登録債権に関し私法上の問題点についての検討が具体化されたことも踏まえ、当合同会合において、電子登録債権法（仮称）の制定に向けて、本年6月以降、管理機関（仮称）のあり方を中心に審議を重ね、電子登録債権に関する決済の安全性の確保、利用者の保護といった諸課題について、以下のとおり、報告書を取りまとめた。

(注) 電子登録債権にかかる私法上の論点に関する記述については、法制審議会におけるこれまでの検討を前提としたものである。

1 電子登録債権の意義

近年、経済社会のIT化が進展し、商取引・金融取引の分野にも電子的手段を用いたサービスが広がりを見せる中で、わが国の国際競争力を強化し、経済を発展させる基盤として、ITの更なる活用が期待されるところである。

このような状況を踏まえ、社債、株式等については、証券市場の国際競争力を高めるため、わが国の証券決済システムを改革する一環としてペーパーレス化が実現し、権利の移転を電子的に行うための法整備が行われたところである。

一方、企業間信用の手段である手形については、事業者の資金調達の手段として利用されてきたが、紙媒体を利用するに内在するリスクやコストの問題から、近年その利用が減少している。また、指名債権についても、二重譲渡のリスクや債権の存在確認等のコストの問題があり、事業者がその保有する売掛債権等を用いて資金調達を行う際の制約要因となっている。

経済社会のIT化が進展する中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保する新たな制度として、電子登録債権制度の整備を行うことが期待される。また、本制度を整備することにより、わが国経済の活性化にも資するものと考えられる。

(注) 電子登録債権は、①売買等によって発生する原因債権とは別個の金銭債権であり、②電子的な帳簿（以下「登録原簿」という。）に権利の内容を登録することにより発生し、譲渡される、③指名債権とも、手形債権とも異なる類型の新たな債権と位置づけられるものであり、登録原簿を管理する管理機関が設けられる。

2 電子登録債権制度と管理機関の果たすべき役割

電子登録債権は、手形や指名債権に代わり、電子的手段による債権譲渡を通じた新たな資金調達の手段として、広く利用されることが期待される。このためには、電子登録債権制度の信頼性を確保することが必要不可欠の課題であり、取引の安全や流動性を確保する要請とともに、利用者の保護の要請に応えていくことが何より重要である。

とりわけ、電子登録債権の権利の内容・帰属を定める登録原簿を管理し、業務規程等を通じて利用者の取引を規律することとなる管理機関は、いわば社会の公器として、公正性・中立性が確保され、国民から信頼される存在である必要がある。

以下、個別の課題について検討する。

3 電子登録債権の決済の安全性の確保

(1) 同期的管理の必要性

電子登録債権の効力は管理機関が管理する登録原簿への記録によって生じるなど、登録原簿が重要な役割を果たすため、電子登録債権については、取引関係者の意思等を迅速かつ正確に登録原簿に反映させることができ、取引の安全や利用者の保護にとって非常に重要である。取引関係が迅速かつ正確に登録原簿に反映されることにより、利用者は安心して電子登録債権を利用することができ、電子登録債権制度自体に対する信頼性も高まることとなる。

電子登録債権制度においては、管理機関に対する支払等登録（記録の抹消）の請求は、原則として債権者が行うこととされており、債務者は債権者が承諾しない限り記録の抹消の請求を行うことができない。このため、債務者が支払等を行ったとしても、債権者の対応如何では、債権が譲渡され、債務者に二重払いの危険が生じることとなる。とりわけ実際の取引において一般的に利用されている金融機関を通じた資金送金により支払等がなされる場合、通常、債務者による資金送金が、債権者による記録の抹消の請求に先立って行われることになると想られるため、この二重払いの危険の回避が、電子登録債権制度にとって極めて重要な課題となる。

(2) 管理機関による同期的管理

以上のような債務者の二重払いの危険を防ぐためには、債務者が支払等を行った場合、管理機関が、債権者からの請求を待たず、職権により記録の抹消を行う仕組み（管理機関による同期的管理）を導入することが有効である。

電子登録債権の消滅の場面のうち、資金送金を伴うものについては、資金送金の事実を管理機関が確認することによって、管理機関が同期的管理を行うことが可能である。他方、資金送金を伴わない相殺などについては、管理機関が相殺などの事実を確認することは事実上困難であり、管理機関による同期的管理を行うことは難しいと考えられる。

これらを踏まえれば、管理機関による同期的管理は、事実の確認が比較的容易な金融機関の口座を利用した資金送金が行われる場面を対象とすることが適当である。相殺の場合などは、管理機関による同期的管理が行われず、専ら当事者からの記録の抹消の請求によることとなるが、このような場合であっても、債務者の二重払いの危険をできるだけ回避するための方策を検討することが重要である。

(3) 管理機関による同期的管理の方法

管理機関が資金送金の事実を確認することにより同期的管理を行う場合、債務者の口座から債権者の口座への資金送金があった旨の連絡を、管理機関が金融機関から受け、記録を抹消する方法が考えられる。

この方法をとる場合、資金送金にあたっては、債務者の口座からの出金と債権者の口座への入金との間に通常タイムラグが生じることとなるが、債務者にとっては、二重払いの危険を回避する観点から、債務者の口座から出金された時点で、登録原簿の記録が抹消されることが望ましい。他方、債権者にとっては、自らの口座への入金が確認されないまま記録が抹消されるのは適当ではない。このため、記録の抹消自体は資金送金の完了時に行うことを中心としつつ、例えば、債務者の口座からの出金の時点から、債権者の口座への入金の時点までの間について譲渡登録を禁じることなどによって、このような問題を解決することが重要であると考えられる。利用者にとって安心で確実な制度とするため、今後、上記のような金融機関間の資金送金の事実を確認して管理機関による同期的管理を行う方法について、適切な実務的検討が行われることが期待される。

なお、管理機関が債権譲受・債務引受を行い、又は債権者を代理して支払を受領することにより、管理機関による同期的管理を確保する方法も考えうるが、①管理機関が自ら取り扱う電子登録債権の債権者・債務者となる点で公正性・中立性を害するおそれがある、②他の債務者の信用リスクを引き受けるため破綻リスクが高まる、③自らが資金送金に関与することとなるため、資金送金に係るトラブルが生じかねず、また、資金流用を防止する措置が必要になる、といった問題があるため、適当ではないと考えられる。

4 管理機関の業務の適正性の確保

(1) 管理機関の公正性・中立性の確保

電子登録債権の発生等の効力は、登録原簿の記録によって生じるものであり、その登録原簿を管理する管理機関については公正性・中立性が確保されることが極めて重要である。

管理機関の公正性・中立性が十分に確保されない場合には、管理機関に集中することになる利用者に関する情報が管理機関自らの利益のために流用されるのではないか、また管理機関が管理する登録原簿について、自らの都合のいいように記録が行われるのではないか、といった懸念が生じ、電子登録債権制度そのものへの信頼が揺らぐこととなりかねない。

このため、管理機関の公正性・中立性が確保されるような制度設計が行わ

れる必要がある。

(2) 管理機関の破綻の回避

管理機関が破綻した場合には、利用者に多大な影響を及ぼすだけでなく、わが国の経済社会にも大きな混乱を生じさせかねない。また、登録原簿の誤った記録（不実の登録）については管理機関には特別の責任が課されているが、管理機関が破綻した場合には、その責任が果たされないため、管理機関の破綻は極力回避する必要がある。

管理機関が破綻する要因としては、管理業そのものの不振、登録原簿の管理ミス等による賠償責任、他業の不振による影響などがある。これらの要因に対応し、管理機関の破綻を回避するため、一定の財産的基盤を求めるなど適切な制度設計が行われる必要がある。

また、万一管理機関が破綻した場合には登録原簿を他の管理機関に円滑に移管させるなど、管理機関が破綻しても利用者にできるだけ不便が生じないような仕組みを設ける必要がある。

(3) 登録原簿の信頼性の確保

電子登録債権は、登録原簿の記録によって発生等の効力が生じるものである。登録原簿の記録に誤りがある場合には、譲受人が誤った記録を正しい記録であると誤信して電子登録債権を取得するおそれがあり、取引の安全を害することになりかねない。

管理機関が不実の登録を行った場合には、管理機関に対し特別の責任が課されることとなるものの、そもそも管理機関が不実の登録を防止し、登録原簿の信頼性を確保することが、本制度が円滑に実施されるための大前提である。

管理機関が管理する登録原簿の信頼性が確保されるような制度設計が行われる必要がある。

(4) 管理機関の要件

以上を踏まえ、管理機関には、次のような要件が必要と考えられる。

① 業務範囲

他業を行う者が管理業を行うことについては、システムの共有によりコストが抑えられること、仮に金融機関が管理業を行えば安心して使える制度になること等から、これを認めるべきとの意見もあった。

しかしながら、(イ) 仮に兼業を認めると、登録原簿に記録された利用者

に関する情報が目的外に利用される等の懸念があり、管理機関の公正性・中立性の観点から問題が大きい、(ロ) 他業の破綻リスクが管理業へ及ぶことを遮断するには、法人格を分離することが最も有効な方法であり、また、これにより、監督当局による業務の実態把握を効果的に行うこともできる、といった理由から、管理機関は専業とすることが適当と考えられる。

その場合、電子登録債権制度が円滑に導入され、管理機関が安定的・継続的に運営されるよう、利用者の利便性や管理機関のコストにも配慮しつつ、具体的な制度設計の検討を行うことが望まれる。

なお、管理機関を専業に限ったとしても、別会社の形態をとれば、金融機関のみならず、多様な事業会社が管理機関を設立することは可能であり、公正性・中立性の確保や、破綻リスクの影響の遮断という要請に応えつつ、ビジネスニーズに応じた多様なサービスが提供されることが期待される。

② 財産的基盤

利用者が電子登録債権を安心して利用できるようにするためにには、管理業が安定的・継続的に行われ、その破綻を回避する必要がある。また、適切なシステムを維持するための投資能力、不実の登録などの責任を負った場合に備えた賠償能力等を管理機関が有する必要がある。このため、管理機関には一定の財産的基盤が必要であり、適切な形で外部監査が実施される必要がある。

③ 業務遂行能力

管理機関は、電子登録債権の権利の内容・帰属を定める登録原簿の管理を行う重要な役割を果たすため、登録原簿を適切に管理する能力が必要である。また、管理機関が登録原簿を適切に管理することにより、登録原簿の管理ミス等による賠償責任を回避することができ、管理業の安定的・継続的な運営にもつながることとなる。

このため、管理機関は、情報管理態勢の整備、情報セキュリティ水準の確保、適切な本人認証の実施等の措置を講じることが必要であり、特に、インターネットバンキングでの事故事例や犯罪手口等を踏まえ、不正アクセス等の防止やシステムダウン時への対応等について十分な体制を整備することが望まれる。

また、管理機関は、利用者の請求内容の記録を確実に保存するほか、万一改ざん等が行われた場合の早期の発見を含め、記録の改ざん等が生じた場合に備えた適切な措置を講じる必要がある。

さらに、債務者の二重払い防止のため、管理機関は同期的管理の方法を

提供する必要がある。管理機関は、金融機関と適切な連携を行い、資金送金を確認した上で、迅速・確実に記録の抹消を行えるようにすることが必要である。

なお、企業グループ内などの信頼関係のある関係者間に利用が限定される場合には、管理機関による同期的管理を義務づける必要はないとの意見もあったが、そのような場合であっても第三者に電子登録債権が移転する可能性があることなどから、すべての管理機関は、同期的管理の方法を提供することが必要である。

(5) 監督

管理機関には上記の要件が求められるものであり、電子登録債権制度を信頼性の高いものにするため、管理機関と類似した組織である社債等振替機関等を参考に、指定制等を設けることについて検討を進めることが適當である。

また、行政が、管理機関の経営状況を的確に把握しつつ、その業務が適切に行われているかを検査・監督し、必要に応じ業務改善を命じるなど、管理機関に課される各種規制の実効性を確保するために必要な検査・監督規定を整備する必要がある。このほか、管理機関の破綻時に管理業の移転を命じるなど、管理機関が万一破綻した場合に必要な規定を整備することが適當である。

なお、電子登録債権制度においては、業務規程の定め方等により、様々なビジネスニーズに応じた多様な管理機関が設置されることが考えられ、実態に応じた適切な検査・監督が行われることが望まれる。

5 利用者の保護

(1) 消費者による利用

電子登録債権制度については、民法等の特則としての第三者保護規定（意思表示に関する第三者保護規定、人的抗弁の切断規定、善意取得の規定）が設けられるなど、取引の安全に配慮された制度設計とされているが、他方で、利用者保護の観点も重要な課題である。

特に、消費者は、事業者に対し、一般的に、情報の質、量、交渉力などに格差があると考えられることから、消費者が電子登録債権の利用者となる場合については、民法等の特則としての第三者保護規定が適用されず、消費者契約法などの消費者保護に関する法律や民法の規定が適用されることとなる。

このように、消費者については、法制面での保護が図られているものの、そもそも紛争に巻き込まれること自体が不利益であり、紛争の発生を未然に

防止することが重要である。このため、管理機関は同期的管理を行うだけでなく、利用者が消費者の場合、消費者保護のための対応を適切に講じる必要がある。

(2) 利用者の情報の保護

管理機関は、利用者の情報が蓄積された、電子登録債権の登録原簿の管理を行う者であることから、秘密保持、本人認証や情報セキュリティの確保のための対応を万全に行う義務を負うべきと考えられる。利用者の情報の管理については、厳正な対応が行われるべきである。

(3) 業務規程等の利用者への周知等

電子登録債権の利用については管理機関の定める業務規程等に規律されることとなるため、管理機関は、例えば、業務規程やその概要をホームページに掲載する、利用者へのID等の付与に際し業務規程やその概要を知らせるなど、業務規程等の周知に向けて適切な措置を講じることが重要である。特に、利用者が消費者である場合には、業務規程等を十分に理解することができるような環境を整えることが必要であり、そのために、利用契約の締結に先立ち、電子登録債権の特性や取引に関するリスク等を分かりやすく説明するなどの配慮を行うことなどが求められる。

また、ITに関する知識・能力の水準は利用者により異なるため、管理機関に対する請求を中継機関（経由機関）を経由して行えるようにするなど、利用者のIT環境への配慮が求められる。

6 その他の課題

(1) 金融商品取引法等との関係

現在、商業手形や指名債権は金融商品取引法の規制の対象とされていない。したがって、電子登録債権がこれらと同様の利用にとどまる限り、同法の規制の対象とする必要はないと考えられる。しかし、電子登録債権は一定の流通性が確保され、多様な利用方法が考えられる仕組みであり、金融商品として広く取引される可能性がある。このため、電子登録債権の利用実態を踏まえつつ、投資性が高まるなど規制を及ぼす必要が生じる場合には、機動的に金融商品取引法の規制を適用することが適当と考えられる。また、資金調達の手段として広く投資家に対し勧誘を行うなど、投資家保護のため予め規制を行う必要がある場合も想定されることから、実効性を踏まえつつ、金融商品取引法の規制を適切に適用することを検討する必要がある。

なお、金融商品取引法の規制を適用する場合には、金融商品販売法の規制についても、同様に適用することが適當と考えられる。

また、本人確認法による本人確認義務や、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出義務については、社債等の振替機関など幅広い対象に対し課されているが、これらの法律の趣旨に鑑みれば、電子登録債権に係る取引にこれらの規制を適用しない理由はなく、管理機関に対し本人確認義務等を課すことが適當と考えられる。

なお、電子登録債権の仕組みを踏まえれば、電子登録債権がS u i c aやE d yなどのように、いわゆる電子マネーとして利用される可能性は現段階では低いと考えられ、当面、特別な規制を行う必要はないと考えられる。

(2) 電子登録債権のネットティング

多数当事者間の、関連する多数の債権について、ある者がこれらの債権・債務を引き受けることによって、債権・債務を打ち消しあい、清算に要する資金移動額を削減する仕組み（ネットティング）がある。

この債権・債務を引き受ける者はC C P（セントラル・カウンターパーティー）と言われるが、ネットティングについては、C C Pに關係者の信用リスクが集中し、その信用リスクが、一部債務者の不履行によって、全債権者に伝播するリスクがあり、C C Pは重大な責任を負うと考えられる。特に、電子登録債権のネットティングについては、ネットティングに係る相殺について管理機関による同期的管理が行われないため、C C Pが、支払等登録などの請求に関し、正しい処理を行わなければ、債務者の二重払いの危険や債権者の権利消滅の危険が顕在化し、決済の安全性を害することとなる。

なお、現在行われている指名債権のネットティングについては、このようなリスクを認識した上で、關係者の自己責任の下、問題なく処理されているとの指摘もある。しかし、電子登録債権の特性に鑑みれば、電子登録債権のネットティングが一部の限定された者の間にとどまらず、広範に多数の者の間で行われ、社会的な決済網として利用される可能性もある。このため、電子登録債権のネットティングについて、実務上の利点の確保、決済の安全性の確保や利用者保護の観点から、どのような対応が適切か、検討していく必要がある。

(3) 標準化等

複数の管理機関が存在する場合、管理機関ごとに端末機器が異なったり、登録原簿の方式などが異なるときには、利用者の利便等が損なわれることとなる。このため、電子登録債権制度に関し、例えば、登録原簿・請求手続に

に関する電子フォーマット、電子データ交換・蓄積に関する技術、電子登録債権の記番号管理体系などについて、国際標準も視野に入れた標準化が図られるなど、利用者にとって最適な枠組みが構築されるよう、実務を踏まえた適切な対応が図られることが望まれる。

また、現在手形交換所で採用されている手形の不渡りの際の取引停止処分制度のような仕組みを導入する必要性の有無について実務的な検討を行うほか、登録の請求手続を簡素化するための実務的な工夫を検討するなど、電子登録債権が適切な形で広く利用されるよう関係者の今後の努力が期待される。

おわりに

電子登録債権の制度設計に際しては、信頼性を確保する視点のみならず、将来の多様なビジネスニーズや情報技術革新等に柔軟に対応し、電子登録債権を利用した金融サービスの成長性を確保する視点も重要である。これらの視点を踏まえた法整備により、電子登録債権が広く利用され、電子登録債権制度が健全に発展することが期待される。また、これにより、経済社会の活性化に資することが期待されるものである。

電子記録債権法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 電子記録債権制度の導入に当たっては、事業者の資金調達の円滑化等を図るという法律の趣旨にかんがみ、特に中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努めること。また、電子金融取引に係るインフラとして、他の電子的な取引に係る決済機関・クリアーリング機関等との連携を図ることにより、我が国金融市场の効率性を高め、経済の活性化に資するよう努めること。

一 法施行までに電子債権記録機関の業務規程や口座間送金決済契約等の詳細について慎重な検討を行い、債務者の二重払いのリスクが回避されるよう同期的管理の確実な実施を含め、電子記録債権制度全般の信頼性を確保すること。また、取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること。さらに、電子記録債権の譲渡禁止特約については、中小企業金融の円滑化の阻害要因とならないよう、制度の運用状況等を検証し、必要があると認められるときは、適切な対応を行うこと。

一 電子債権記録機関の指定に当たっては、適切な人材の確保等による業務運営の適正性と財務面における長期的健全性の確保等に配慮すること。また、電子債権記録機関の設立・運営にかかる費用が過剰にならず中小企業も安価に利用できるよう環境整備に努めること。さらに、利用者利便の向上に向けて、実務関係者が記録様式等の必要な標準化等を検討する際には、適切な連携に努めること。

- 一 電子債権記録機関の公正性・中立性や円滑な業務運営の確保、破綻防止の観点から、体制の整備を含め、適切な検査・監督に努めること。その際、記録原簿は、電子記録債権の権利の内容が記録され、取引先名等の重要な営業情報等も含むため、電子債権記録機関のセキュリティ面について、なりすましなど外部からの不正アクセスの防止策や、情報漏えい等を防ぐための内部管理態勢の構築が図られるよう、格別の注意を払うこと。
- 一 電子記録債権が普及するためには、とりわけ債務者である大企業などの協力が不可欠であるため、その利用が図られるような環境整備に努めること。

電子記録債権法

手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→31兆円(H17年度))

売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難
(事業者は201兆円にのぼる売掛金を保有(H17年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

【法律の概要】

(電子記録債権に関する私法上の規律)

○電子記録債権の性質

- ・磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
- ・記録原簿の記録により、権利の内容を規定

○電子記録債権の取引の安全の保護

- ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
- ・記録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設

○その他

- ・手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度を創設
- ・記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、債権記録等の開示等についての規定を整備

(電子債権記録機関に対する監督等)

○電子債権記録機関の業務の適正性の確保

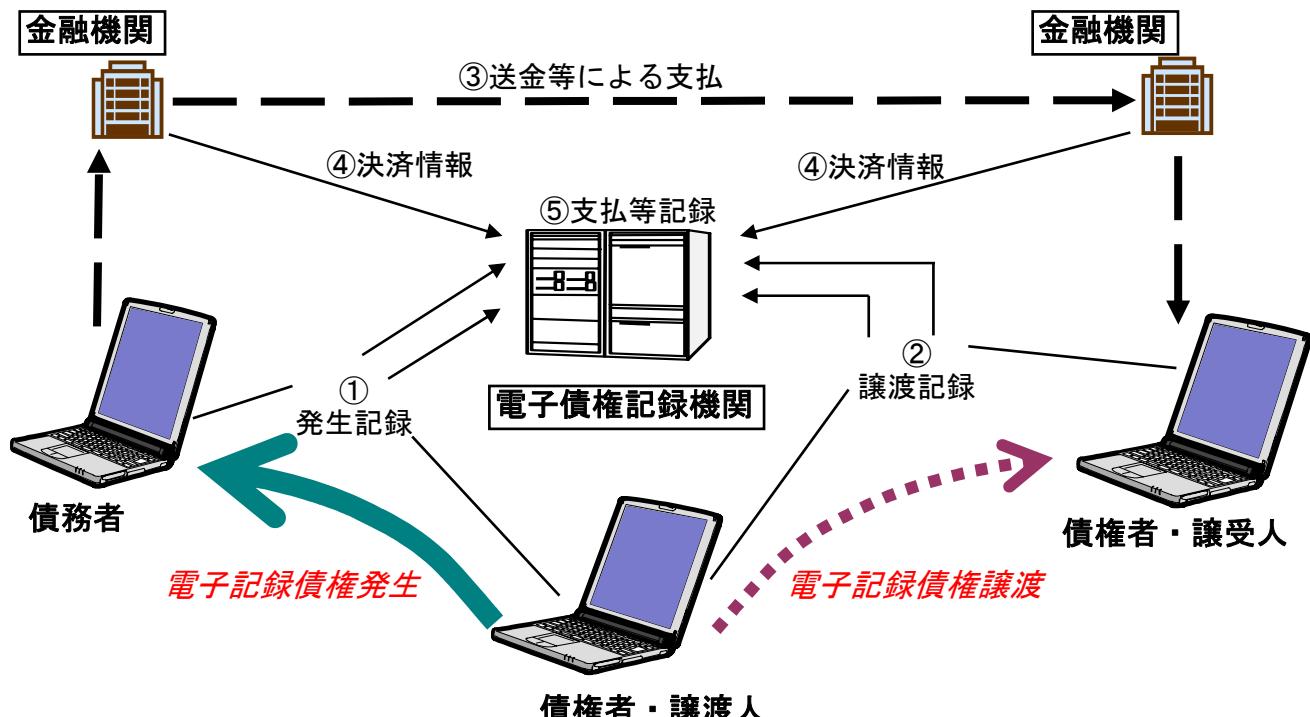
- ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定
- ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止
- ・業務の適切かつ確実な遂行を図るため、所要の検査・監督規定を整備

○その他

- ・電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。

電子記録債権の基本的イメージ・機能

1 電子記録債権の基本的イメージ

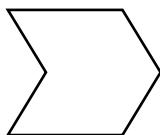


2 電子記録債権の機能

(1) 手形に代わる支払手段としての機能

手形の場合

- 手形の作成・交付コスト
- 手形用紙の保管コスト
- 決済時に手形に記載された情報を電子化するコスト
- 手形の紛失・盗難のリスク



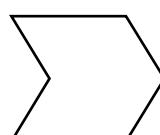
電子記録債権の場合

- 電子データのITによる送受信等により発生・譲渡→作成・交付コスト削減
- 電子データで管理→管理コスト削減
- もともと電子データとして発生・管理→決済時に情報を電子化するコスト不要
- 電子債権記録機関の記録原簿による管理→紛失・盗難のリスクなし

(2) 債権譲渡の安全性の確保

指名債権の場合

- 譲渡の対象とされた債権が不存在であるリスク
- 債権の二重譲渡リスク
- 人的抗弁を対抗されるリスク

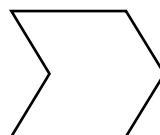


電子記録債権の場合

- 発生記録・譲渡記録を発生・譲渡の効力要件として債権を可視化→不存在のリスク・二重譲渡リスクを排除
- 人的抗弁は原則として切断

(3) 多様な利用方法

- 手形は記載事項が限定=有害的記載事項の存在=支払手段としてしか使えない



- 任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容
→様々なビジネスモデルにあわせた柔軟な利用が可能

電子記録債権法案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとすること。（第一条関係）

二 定義

この法律における主な用語の定義を定めるものとすること。（第二条関係）

第二 電子記録債権の発生、譲渡等

一 電子記録に関する通則

1 電子記録の方法

電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによつて行うものとすること。
。（第三条関係）

2 当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記録

電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないものとし、官庁又は公署の嘱託による電子記録の手続は、法令に別段の定めがある場合を除き、請求による電子記録の手續と同様とするものとすること。（第四条関係）

3 請求の当事者

（一）電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者双

方がしなければならないものとするが、電子記録権利者又は電子記録義務者に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決がある場合には、当該請求をしなければならない他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができるものとすること。（第五条第一項及び第二項関係）

(二) 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずるものとすること。（第五条第三項関係）

4 請求の方法

電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならないものとすること。（第六条関係）

5 電子債権記録機関による電子記録

(一) 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならないものとすること。（第七条第一項関係）

(二) 電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数の制限その他の制限をすることができるものとするが、電子債権記録機関がその定めを債権記録に記録していないときは、何人も、その定めの効力を主張することができないものとすること。（第七条第二項関係）

6 電子記録の順序

電子債権記録機関は、同一の電子記録債権に関し二以上の電子記録の請求があつたときは、当該請求の順序に従つて電子記録をしなければならないものとし、同一の電子記録債権に関し同時に二以上の電子記録が請求された場合の取扱いについて、所要の規定を整備するものとすること。（第八条関係）

7 電子記録の効力

電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとし、電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定するものとすること。（第九条関係）

8 電子記録の訂正等

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合等には、電子記録の訂正等をしなければならないものとすること。（第十条関係）

9 不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合等には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。（第十二条関係）

二 電子記録債権に係る意思表示等に関する通則

1 意思表示の無効又は取消しの特則

(一) 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺若しくは強迫による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（詐欺又は強迫による取消しにあつては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができないものとすること。（第十

二条第一項関係）

(二) (一)は、意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合等には、適用しないものとすること。（第十二条第二項関係）

2 無権代理人の責任の特則

電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第百十七条第二項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とするものとすること。（第十三条関係）

3 権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、代理権を有しない者や他人になりすました者の請求により電子記録をした場合には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。（第十四条関係）

三 発生

1 電子記録債権の発生

電子記録債権（保証記録に係るもの及び特別求償権を除く。）は、発生記録することによつて生ずるものとすること。（第十五条関係）

2 発生記録

(一) 発生記録の必要的記録事項は、債務者が支払うべき金額、支払期日、債権者及び債務者の氏名等とするものとすること。（第十六条第一項及び第三項関係）

(二) 発生記録の任意的記録事項は、支払方法の定め、債権者又は債務者が個人事業者である旨等とするものとし、任意的記録事項については、一定の記録事項を除き、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができるものとすること。（第十六条第二項及び第五項関係）

(三) 消費者についてされた個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとすること。（第十六条第四項関係）

四 譲渡

1 電子記録債権の譲渡

電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じないものとすること。（第十七条関係）

2 譲渡記録

(一) 譲渡記録の必要的記録事項は、譲受人の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、譲渡人が個人事業者である旨、譲渡人と譲受人との間の通知の方法についての定め等とするものとすること。（第十八条第一項及び第二項関係）

(二) 消費者についてされた譲渡人が個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとすること。（第十八条第三項関係）

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において譲渡記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときにおいては、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならないものとすること。（第十八条第四項関係）

3 善意取得

(一) 譲渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、悪意又は重大な過失がない限り、当該電子記録債権を取得するものとすること。（第十九条第一項関係）

(二) (一)は、発生記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合等には適用しないものとすること。（第十九条第二項関係）

4 抗弁の切断

(一) 電子記録債務者は、電子記録債権の債権者が当該電子記録債務者を害することを知つて当該電子記録債権を取得した場合でない限り、当該債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもつて当該債権者に対抗することができないものとすること。（第二十条第一項関係）

(二) (一)は、発生記録又は保証記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合、電子記録債務者が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合等には、適用しないものとすること。（第二十条第二項関係）

五 消滅

1 支払免責

電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であつても、その支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとすること。（第二十一条関係）

2 混同等

電子記録債務者が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、混同を原因とする支払等記録がされない限り、当該電子記録債権は消滅しないものとともに、電子記録債権を取得した電子記録債務者が電子記録保証債務の履行を請求することができない場合を定めるものとすること。（第二十二条関係）

3 消滅時効

電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅するものとすること。（第二十三条関係）

4 支払等記録の記録事項

支払等記録の必要的記録事項は、支払等により消滅する債務を特定するために必要な事項、支払等をした金額等とするものとすること。（第二十四条関係）

5 支払等記録の請求

- (一) 支払等記録は、電子記録義務者、電子記録義務者の承諾を得た電子記録債務者等だけで請求することができるものとすること。（第二十五条第一項関係）
- (二) 電子記録債権について支払等がされた場合には、電子記録債務者等は、支払等記録の電子記録義

務者等に対し、支払等記録をすることの承諾をすることを請求することができ、電子記録債権について支払をする者は、支払等記録の電子記録義務者等に対し、当該支払をすると引換えに、支払等記録をすることの承諾をすることを請求することができるものとすること。（第二十五条第二項及び第三項関係）

(三) 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができないものとすること。（第二十五条第四項関係）

六 記録事項の変更

1 電子記録債権の内容等の意思表示による変更

電子記録債権の内容等の意思表示による変更是、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じないものとすること。（第二十六条関係）

2 変更記録の記録事項

変更記録の必要的記録事項は、変更する記録事項、変更後の記録事項の内容等とするものとすること。（第二十七条関係）

3 求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録

求償権（特別求償権を除く。）の譲渡に伴い代位によつて取得した電子記録債権が移転した場合における変更記録は、支払等をした者の氏名等を当該求償権の譲受人の氏名等に変更する記録をすることによって行うものとすること。（第二十八条関係）

4 変更記録の請求

変更記録の請求は、原則として、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する者の全員がしなければならないものとするが、相続等による電子記録名義人等の変更を内容とする変更記録の請求は、相続人等だけできることができる、また、電子記録名義人等の氏名等の変更記録の請求等は、当該電子記録名義人等だけできることができるものとすること。（第二十九条関係）

5 変更記録が無効な場合における電子記録債務者の責任

変更記録がその請求の無効、取消しその他の事由により効力を有しない場合に、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者や当該変更記録後に債務を負担した電子記録債務者が負う責任の内容について、所要の規定を整備するものとすること。（第三十条関係）

七 電子記録保証

1 保証記録による電子記録債権の発生

電子記録保証に係る電子記録債権は、保証記録をすることによつて生ずるものとすること。（第三十一条関係）

2 保証記録

- (一) 保証記録の必要的記録事項は、保証人の氏名、主たる債務を特定するために必要な事項等とするものとし、その任意的記録事項は、保証の範囲を限定する旨の定め、保証人が個人事業者である旨等とするものとすること。（第三十二条第一項から第三項まで関係）
- (二) 消費者についてされた個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとすること。（第

三十二条第四項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において保証記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならないものとすること。
(第三十二条第五項関係)

3 電子記録保証の独立性

(一) 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合においても、その効力を妨げられないものとすること。
(第三十三条第一項関係)

(二) (一)は、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、適用しないものとすること。
(第三十三条第二項関係)

4 民法等の適用除外

(一) 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法第五百十一条第二項の規定は、電子記録保証については、適用しないものとすること。
(第三十四条第一項関係)

(二) (一)にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもつて債権者に対抗することができるものとすること。
(第三十四条第二項関係)

5 特別求償権

電子記録保証人が弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべ

き行為をした場合において、その旨の支払等記録がされたときに取得する電子記録債権について、所要の規定を整備するものとすること。（第三十五条関係）

八 質権

1 電子記録債権の質入れ

電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じないものとし、当該質権について準用する民法の規定を明示するものとすること。（第三十六条関係）

2 質権設定記録の記録事項

(一) 質権設定記録（根質権の質権設定記録を除く。）の必要的記録事項は、被担保債権を特定するためには必要な事項、質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、被担保債権についての利息等の定め、被担保債権に付した条件等とするものとすること。（第三十七条第一項及び第二項関係）

(二) 根質権の質権設定記録の必要的記録事項は、担保すべき債権の範囲及び極度額、根質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、担保すべき元本の確定すべき期日の定め等とするものとすること。（第三十七条第三項及び第四項関係）

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において質権設定記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する質権設定記録をしてはならないものとすること。（第三十七条第五項関係）

3 善意取得及び抗弁の切断

善意取得及び抗弁の切断の規定は、質権設定記録について準用するものとすること。（第三十八条関係）

4 質権の順位の変更の電子記録

質権の順位の変更の電子記録の必要的記録事項は、順位を変更する質権の質権番号、変更後の質権の順位等とするものとし、当該電子記録の請求は、順位を変更する質権の電子記録名義人の全員がしなければならないものとすること。（第三十九条関係）

5 転質

転質は、転質の電子記録をしなければ、その効力を生じないものとし、転質の電子記録の記録事項等について、所要の規定を整備するものとすること。（第四十条関係）

6 被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による変更記録の特則

被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転質の移転による変更記録や、根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合における根質権の移転による変更記録について、所要の規定を整備するものとすること。（第四十一条関係）

7 根質権の担保すべき元本の確定の電子記録

根質権の担保すべき元本の確定の電子記録について、所要の規定を整備するものとすること。（第四十二条関係）

九 分割

1 分割記録

電子記録債権は、分割をすることができることとし、分割の方法や分割記録の請求をすることができる者について所要の規定を整備するものとすること。（第四十三条関係）

2 分割記録の記録事項

- (一) 分割債権記録を行う分割記録の必要的記録事項は、原債権記録から分割をした旨、原債権記録及び分割債権記録の記録番号、分割債権記録に記録される債務者が一定の金額を支払う旨等とするものとすること。（第四十四条第一項関係）
- (二) 原債権記録に行う分割記録の必要的記録事項は、分割をした旨、分割債権記録の記録番号等とするものとすること。（第四十四条第二項関係）
- (三) 電子債権記録機関は、発生記録において分割記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する分割記録をしてはならないものとすること。（第四十四条第三項関係）

3 分割記録に伴う分割債権記録への記録

- 電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項を、一定のものを除いて分割債権記録に転写するものとするとともに、当該電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における当該電子記録債権の各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額等を記録するものとすること。（第四十五条関係）

4 分割記録に伴う原債権記録への記録

電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち一定のものを削除する旨を記録するものとともに、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における当該電子記録債権の各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額等を記録するものとすること。 (第四十六条関係)

5 主務省令への委任

原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、原債権記録に特別求償権が記録されている場合等における分割記録の請求、分割記録の記録事項等について必要な事項は、主務省令で定めるものとすること。 (第四十七条関係)

十 雜則

1 信託の電子記録

電子記録債権については、信託の電子記録をしなければ、電子記録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとし、信託の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。 (第四十八条関係)

2 電子記録債権に関する強制執行等

(一) 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならないものとし、強制執行等の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるも

のとすること。 (第四十九条第一項及び第二項関係)

(二) 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとすること。 (第四十九条第三項関係)

3 政令への委任

この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手続その他電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。 (第五十条関係)

第三 電子債権記録機関

一 通則

1 電子債権記録業を営む者の指定

主務大臣は、取締役会等を置く株式会社であること等の要件を備える者を、電子債権記録業を営む者として、指定することができるものとすること。 (第五十一条関係)

2 指定の申請

電子債権記録業を営む者として指定を受けようとする者は、指定申請書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならないものとすること。 (第五十二条関係)

3 資本金の額等

電子債権記録機関の資本金の額及び純資産額は、五億円以上の政令で定める金額以上でなければならぬものとすること。 (第五十三条関係)

4 秘密保持義務

電子債権記録機関の取締役等は、電子債権記録業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならないものとすること。（第五十五条関係）

二 業務

1 電子債権記録機関の業務

電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとすること。（第五十六条関係）

2 兼業の禁止

電子債権記録機関は、電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないものとすること。（第五十七条関係）

3 電子債権記録業の一部の委託

電子債権記録機関は、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等その他の者に委託することができるものとすること。（第五十八条関係）

4 業務規程

電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、口座間送金決済に関する契約又は三の2の契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならないものとすること。

（第五十九条関係）

5 電子債権記録機関を利用する者の保護等

電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないように業務を

當まなければならないものとし、また、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならないものとすること。（第六十条及び第六十一条関係）

三 口座間送金決済等に係る措置

1 口座間送金決済に関する契約の締結等

電子債権記録機関、債務者及び銀行等との間の口座間送金決済に関する契約の締結及び口座間送金決済についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとすること。（第六十二条及び第六十三条関係）

2 支払に関するその他の契約の締結等

口座間送金決済に関する契約のほか、電子債権記録機関、債務者又は債権者及び銀行等との間の電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約の締結及び当該契約に係る支払についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとすること。（第六十四条及び第六十五条関係）

四 監督

1 帳簿書類等の作成及び保存等

電子債権記録機関の業務に関する帳簿書類その他の記録の作成・保存義務、事業年度ごとの業務及び財産に関する報告書の作成義務並びに当該報告書の主務大臣への提出義務を定めるものとすること。（第六十七条及び第六十八条関係）

2 資本金の額等の変更

電子債権記録機関の資本金の額の減少、定款若しくは業務規程の変更又は電子債権記録業の休止は、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、電子債権記録機関の資本金の額の増加又は商号等の変更は、主務大臣に届け出なければならないものとすること。（第六十九条から第七十二条まで関係）

3 報告及び検査

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは業務の委託先に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告等を命じ、又は当該職員に、その営業所等への立入検査若しくは関係者への質問をさせることができるものとすること。（第七十三条関係）

4 業務改善命令

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。（第七十四条関係）

5 指定の取消し等

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定当時に指定の要件を満たしていなかつたことが判明したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定の取消し、六月以内の期間の業務の停止命令又は取締役等の解任命令を行うことができるものとすること。（第七十五条関係）

6 業務移転命令

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消されたとき等は、期限を定めて、電子債権記録業を他の株式会社に移転することを命ずることができるものとすること。

（第七十六条関係）

7 債権記録の失効

電子債権記録機関が業務移転命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したときは、その備える記録原簿に記録されている債権記録は、その効力を失うものとするとともに、効力失効後の電子記録債権の取扱い等について、所要の規定を整備するものとすること。（第七十七条関係）

五 合併、分割及び事業の譲渡

電子債権記録機関の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとともに、電子債権記録業の円滑な承継のための措置等について、所要の規定を整備するものとすること。（第七十八条から第八十一条まで関係）

六 解散等

1 解散等の認可、指定の失効

電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議等は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとするとともに、解散したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定は、その効力を失うものとすること。（第八十二条及び第八十三条関係）

2 指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機関等

電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消された場合等において、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなすものとするとともに、電子債権記録機関の清算手続等において、裁判所は主務大臣に対し意見を求めることができるものとする等の所要の規定を整備するものとすること。（第八十四条及び第八十五条関係）

第四 雜則

一 債権記録等の保存

電子債権記録機関は、一定期間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならないものとすること。（第八十六条関係）

二 記録事項の開示

債権記録に記録されている事項についての開示請求をすることができる者の範囲及び当該事項のうち開示請求をできるものの範囲等について、所要の規定を整備するものとすること。（第八十七条関係）

三 電子記録の請求に当たつて提供された情報の開示

電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報の開示について、所要の規定を整備するものとすること。（第八十八条関係）

四 財務大臣への資料提出等

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関する制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとすること。（第八十九条関係）

五 主務省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとすること。（第九十条関係）

六 主務大臣及び主務省令等

この法律において、主務大臣は法務大臣及び内閣総理大臣とし、主務省令は法務省令・内閣府令とするとともに、権限の委任について所要の規定を整備するものとすること。（第九十一条及び第九十二条関係）

第五 罰則

罰則について所要の規定を整備するものとすること。（第九十三条から第百条まで関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う地方自治法等の関係法律の整備をするものとすること。（附則第二条から第十一条まで関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化

等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第十二条関係）

本人確認法施行令の改正について

FATF勧告実施の一環として、送金時の本人確認を強化する

【FATF勧告の概要】

FATF（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための政府間機関）は、2001年に策定した「テロ資金供与に関する特別勧告」の中で、送金業務を行う金融機関に対し、1,000米ドル／ユーロ相当の金額を超える電信送金について、2006年末までに本人確認の強化等を行うことを求めている。

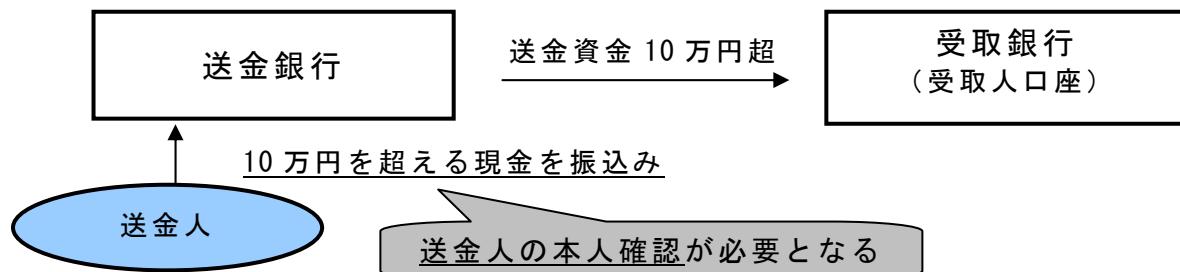
【現行の取扱い】

本人確認法は、金融機関に対し、顧客が預金口座の開設や200万円を超える大口現金取引等を行う際に、本人確認を義務付けている。

【改正内容】

上記FATFの特別勧告を踏まえて、以下の内容の政令改正を行った。

- 10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し、送金人の本人確認等を義務付ける。
- 公布：平成18年9月22日
- 施行：平成19年1月4日



(※)送金人の預金口座から送金する場合には基本的には本人確認を行う必要はない。

【10万円を超える送金を行う場合の実際の取扱い】

- 現金で振込みを行う場合
 - －窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示の上、振込みを行う必要。
 - －ATMでの振込みは不可。
 - 預金口座を通じて振込みを行う場合
 - －ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方で振込みを行うことが可能。
- ※ ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないこともあり得る。

本人確認にご協力ください!

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力を願います。

● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法^(*)により求められることになります。

* 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
詳しくは、金融庁ホームページをご覧下さい。<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

● 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など

法人の場合：登記事項証明書など

● 本人確認書類の提示が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座の開設 ・200万円を超える大口現金取引 ・金銭の貸借 ・有価証券の売買 ・保険契約 <p>など</p>	10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加

金融庁/警察庁/総務省/法務省/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律の仕組み

